

[別紙1]

鳥取県地域活動応援事業費補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出（事業開始の原則20日前まで）

※交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着（交付申請から原則20日以内）

※交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：補助対象経費の支払いがすべて完了した日

5. 実績報告書提出 （完了・廃止等から20日以内と当該年度の4月10日のいずれか早い日）

※実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

※提出いただいた実績報告書を審査後、額の確定をし、補助金を支払います。

資料提出・問い合わせ先

- 東部地区（鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町）
東部地域振興事務所東部振興課（〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176） 電話：0857-20-3663
 - 中部地区（倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町）
中部総合事務所地域振興局（〒682-0802 倉吉市東巖城町2） 電話：0858-23-3298
 - 西部地区（米子市、大山町、南部町、伯耆町）
西部総合事務所地域振興局（〒683-0054 米子市糺町1丁目160） 電話：0859-31-9606
 - 日野地区（日南町、日野町、江府町）
西部総合事務所日野振興センター（〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1） 電話：0859-72-2080
- （その他、事業に係る問合せ）
鳥取県庁ふるさと人口政策課（〒680-8570 鳥取市東町1丁目220） 電話：0857-26-7128